

Ⅷ章 歴史遺産の保存・活用へ向けて

歴史遺産の保存・活用に向けて本計画を運用していくにあたり、進捗管理と評価の方法を定めます。また、庁内関係部局との連携を進めるとともに、文化庁長官による認定を受けた場合の特例を活用し、効果的に歴史文化のまちづくりを進めていきます。

1. 地域計画の進捗管理と評価の方法

歴史遺産の保存・活用を継続的に推進していくためには、本計画の進捗を定期的に管理し、評価していく必要があります。多様な分野の有識者からなる「久留米市文化財保存活用地域計画協議会」を適宜開催し、取組や事業の状況、生じた課題等を評価・検討します。その上で、必要に応じて計画の修正・更新を図り、本市における歴史遺産の保存・活用を効果的に進めていくように努めます。

本計画は計画期間 10 年間としますが、久留米市新総合計画と連動する計画と位置付けることから、同計画第 4 次基本計画が満了する令和 7 年度（2025 年度）までを前期 5 年間と位置付けています。この前期経過時点での状況を踏まえ、本計画の見直しを図ることとし、その成果は後期 5 年間の取組や事業が効率的・効果的に推進できるように反映することとします。

このように、計画期間内において PDCA サイクル（Plan - 計画 → Do- 実行 → Check- 評価 → Act- 改善）による進行管理を行うことで、効果的に本計画の目的を達成できるように努めます。

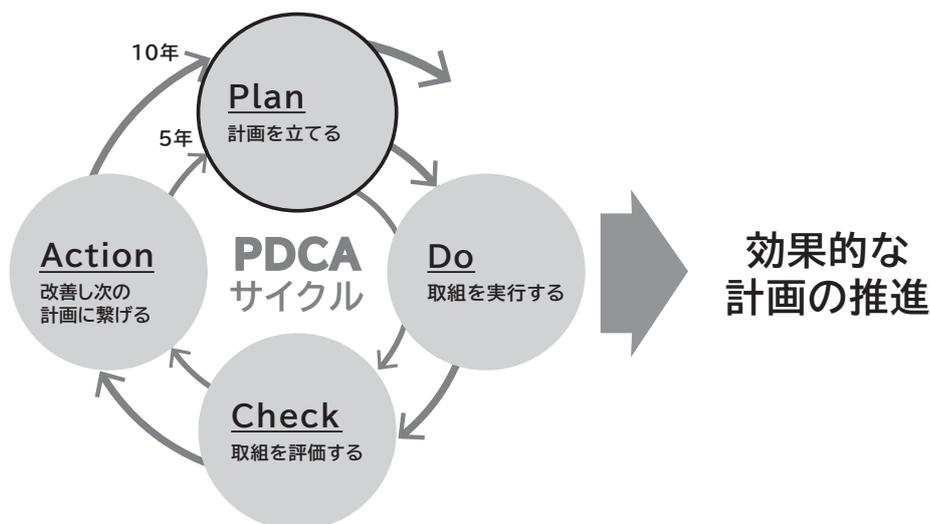


図 計画の進捗管理と評価の考え方

2. 地域計画の推進体制

本市の新たな魅力の創出につながる歴史文化のまちづくりを効果的に進めていくため、推進体制を整備します。

(1) 庁内関連部局との連携

文化財保護課は庁内の関連部局と情報共有を図り、連携して各種事業を推進できるように努めます。事業の推進にあたっては、事業ごとに関連する部局と協議を進めるなど、効率的に取り組んでいきます。

表 歴史遺産の保存活用へ向けた連携内容と関連部局

連 携 内 容	関連部局
<ul style="list-style-type: none"> ・新総合計画など各種計画・市政への反映 ・歴史遺産の情報発信 ・移住定住の促進へ向けた歴史遺産の魅力発信 	【総合政策部】
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史遺産のデジタル化 ・自然災害など防災対策 ・市登録文化財制度など新規制度の創設 	【総務部】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興、まちづくり、市民活動での連携 ・校区への文化財保護指導員の設置 	【協働推進部】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民による文化活動、各種企画への歴史遺産の活用 ・生涯学習における歴史遺産の活用 ・歴史資料の共同研究と保存管理、情報共有 	【市民文化部】
<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業（PR、情報発信、デジタル観光マップ開発など）への協力 ・MICEの誘致、歴史的建造物・伝統的まちなみの活用 ・商品開発と販売等への協力 	【商工観光労働部】
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画、景観計画など各種計画への反映 ・歴史的風致維持向上計画の検討 ・歴史的建造物の調査・点検 ・歴史資料保存施設の点検、補修助言 ・歴史公園の維持管理への協力依頼 ・歴史の森、保存樹木、市道などの景観整備 	【都市建設部】
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校など各種学校への出前授業、新たな取組の創出 	【教育部】
<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地における歴史遺産の保存・活用の推進（情報収集、普及啓発など） 	【総合支所】
<ul style="list-style-type: none"> ・久留米広域消防本部や消防団等との火災や自然災害時の対応協議、消防法への対応協議など 	【その他】

(2) 関係団体等との連携

効果的・効率的な計画の推進を図るため、歴史遺産の保存と活用を担うことのできる市民団体や事業者、関係機関と連携して取り組みます。また、福岡県や歴史遺産について課題を共有する周辺自治体と情報を共有し、その解決にあたっては連携して取り組むように努めます。さらに、市民団体や事業者、関係機関を対象に、文化財保護法に基づく文化財保存活用支援団体の指定について検討していきます。

表 関係団体等との連携体制

関 係 機 関 等	
市民団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化の保存・活用に取り組む市民団体 ・ 文化財保護団体 	など
関係機関	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州国立博物館 ・ 九州歴史資料館 ・ 柳川古文書館 ・ 甘木歴史資料館 ・ 立花家資料館 ・ 久留米大学 ・ 久留米工業大学 ・ 久留米高等専門学校 ・ 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 ・ 公益財団法人久留米絣技術保存会 	など
関係自治体等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁 ・ 福岡県教育委員会文化財保護課 ・ 周辺市町教育委員会文化財担当部局 	など

3. 登録文化財の提案

未指定文化財の保存・活用を促進するために、国の登録文化財とすべき物件を提案できません。

登録文化財制度は、未指定文化財のうち、滅失・散逸などの危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて緩やかな保護を図り、所有者等の創意による様々な活用を促進しながら次世代へ継承していくものです。

本市では、これまで歴史的建造物の調査を行っており、このうち一定の評価を受けたものについては、現在8件が国登録有形文化財（建造物）に登録されています。今後も登録文化財制度による未指定文化財の保存・活用を図るため、登録候補となる未指定の有形文化財や記念物の調査を進め、久留米市文化財専門委員会と久留米市文化財保存活用地域計画協議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿登載への提案を進めます。

なお、登録文化財の提案については、巻末の参考資料に添付したリストを参照しながら進めていきます。